水道行政の動向

～冬山に挑む水道事業～

厚生労働省　医薬・生活衛生局 水道課

日本の水道

- 1887年に横浜市で我が国最初の近代水道が整備されて以来、130年にわたる歴史の中で、生活や経済活動に欠かせない社会資本として定着。
- 給水人口：1億2,400万人、普及率：97.9%
- 有効率：92.6%
- 直接飲用できる安全な水道水

世界のトップランナー

水道事業は、厳しい「冬」を迎える

人口の減少、節水機器の普及

⇩

給水量の減少

⇩

料金収入の減少、経営環境の悪化

※水道は固定費が大部分を占める装置産業。多少、給水量が減っても、事業費用は減らない。

管路の老朽化の現状と課題

水道管路は、法定耐用年数が40年であり、高度経済成長期に整備された施設の更新が進まないため、**管路の経年化率（老朽化）は、ますます上昇**すると見込まれる。

管路経年化率（%）

$$\frac{\text{法定耐用年数を超えた管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$$

○年々、経年化率が上昇。
→ **老朽化が進行**

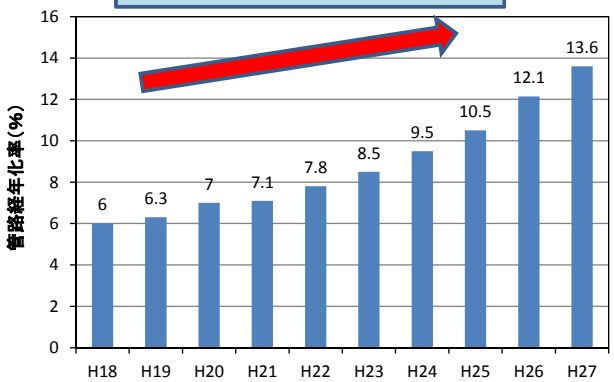

管路更新率（%）

$$\frac{\text{更新された管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$$

○年々、更新率が低下し、近年は横ばい。
→ **管路更新が進んでいない**

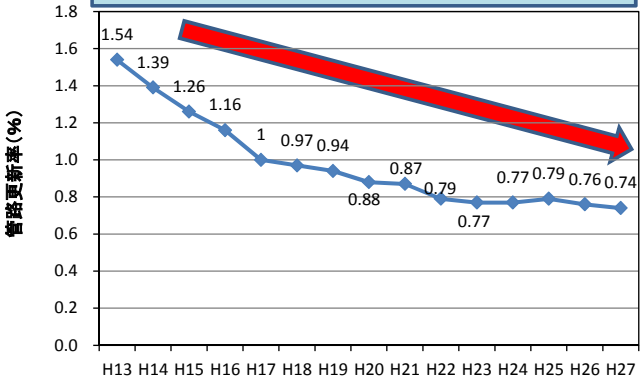

H27年度	厚生労働大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路経年化率	15.2%	10.3%	13.6%
管路更新率	0.80%	0.60%	0.74%

○H27年度の管路更新率0.74%から単純に計算すると、
全ての管路を更新するのに130年以上も要することとなる。

水道基幹管路の耐震適合率（平成27年度末）

水道管路の多くは耐震性が低く、震災時の安定給水に課題がある。全国の耐震適合性のある管路の割合は37．2%にとどまっており、事業者間、地域間でも大きな差がある。

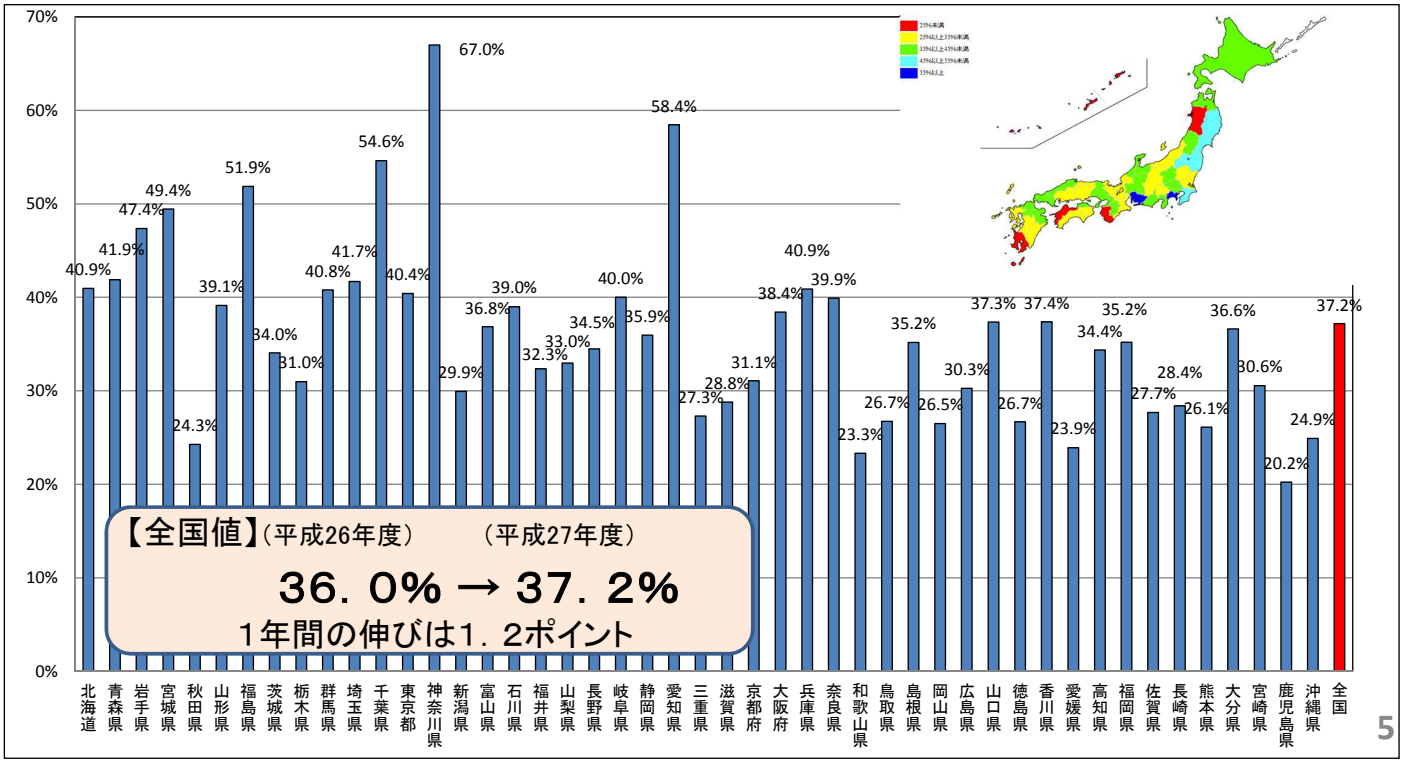

水道における異臭味被害の発生状況

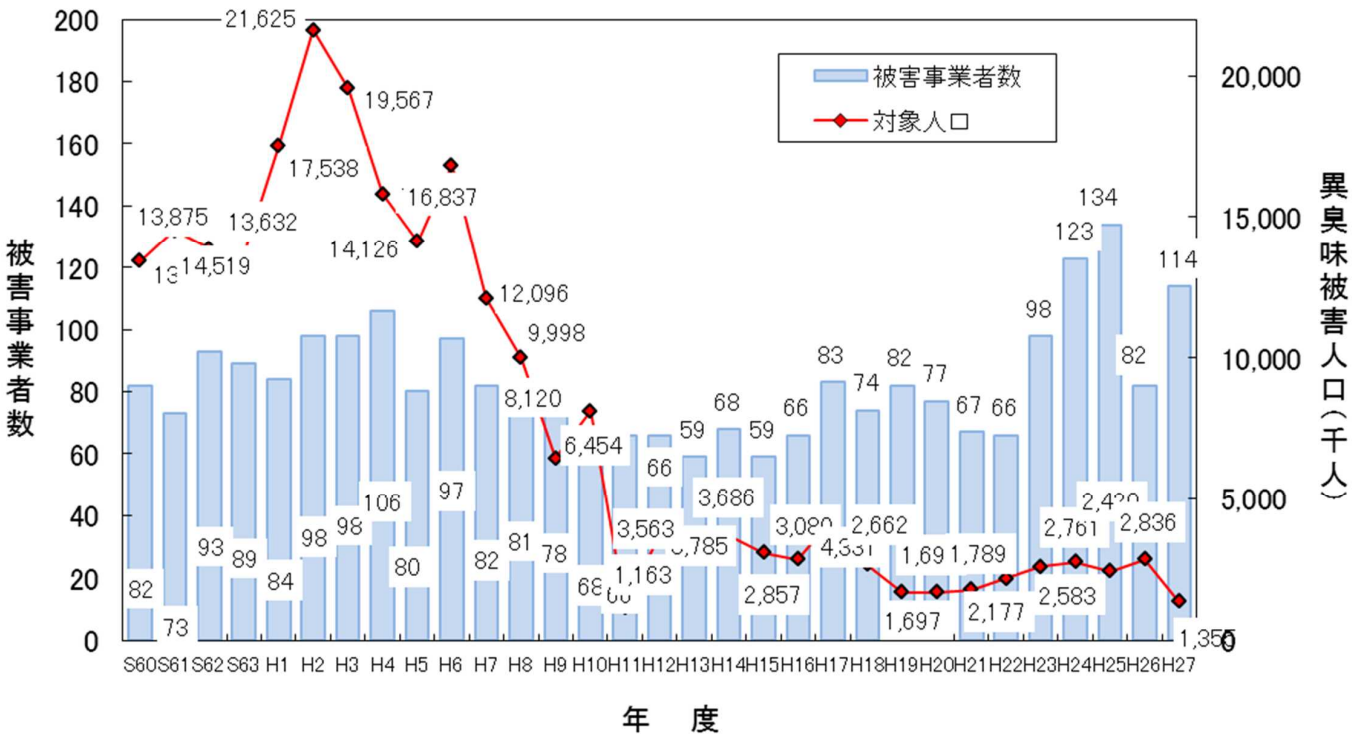

水道事業は、課題の「山」に直面

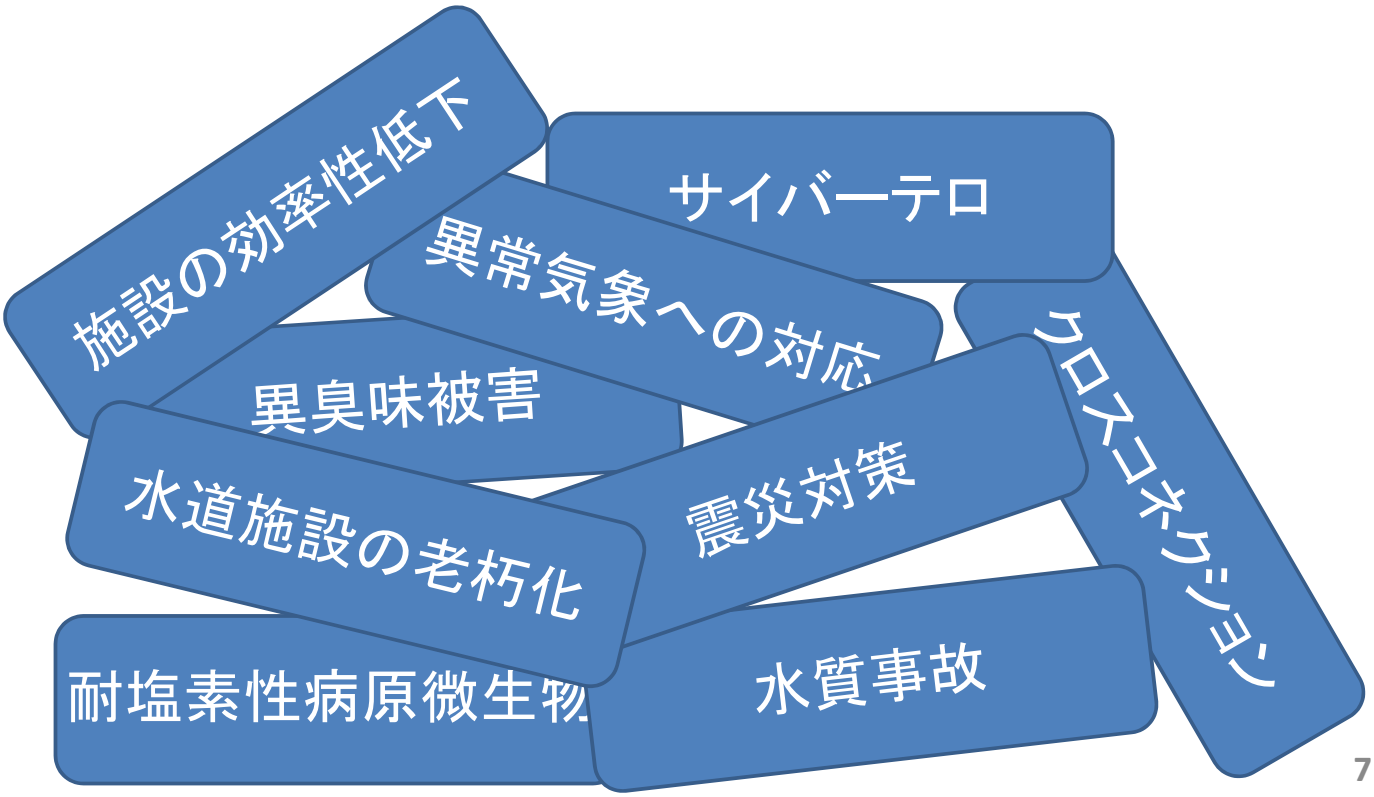

冬山に挑まなければならない

水道事業だが・・・

水道事業者の状況（数の推移、給水人口）

水道事業数は減少しているが、現在も全国に7,000以上存在（H27年度末：上水道1,381、簡易水道5,629）。小規模な水道事業者が多い。

水道事業者数の推移

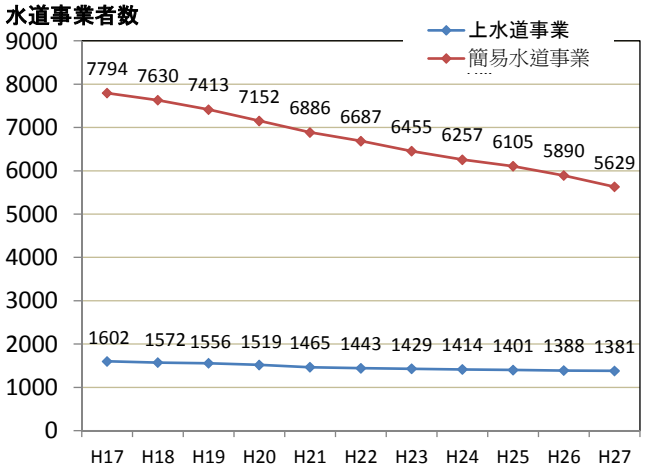

上水道：計画給水人口が5,001人以上の水道
簡易水道：計画給水人口が101人以上5,000人以下の水道

給水人口別の水道事業者数（H27年度）

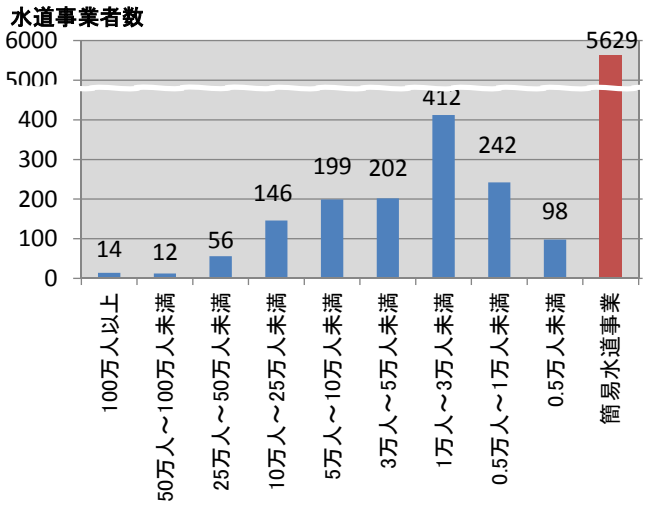

出典：平成27年度水道統計（日本水道協会）
平成27年度簡易水道統計（全国簡易水道協議会）

水道事業の職員数

水道事業に携わる職員数は、ピークと比べて3割程度減少しており、特に小規模事業では職員数が著しく少ない。

水道事業における職員数の推移

職員数の減少
水道事業の職員数は30年前に比べて約3割減少

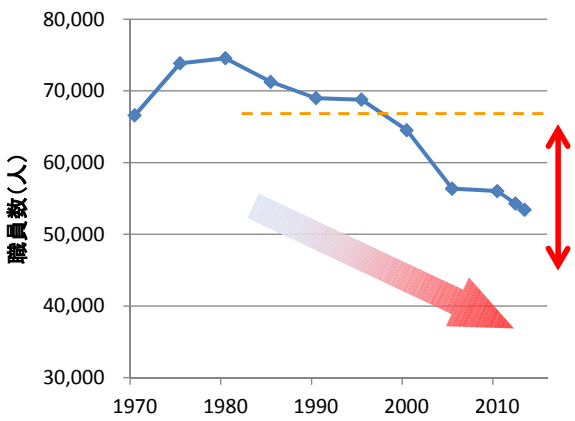

水道事業における職員数の規模別分布

小規模事業の職員が少ない
給水人口1万人未満の小規模事業は、平均1～3人の職員で水道事業を運営している

給水人口	事業ごとの平均職員数						（参考）事業数
	事務職	技術職	技能職その他	合計	最多	最少	
100万人以上	338	488	133	959	3,847	348	15
50万人～100万人未満	74	111	16	201	370	115	14
25万人～50万人未満	37	65	9	111	223	35	60
10万人～25万人未満	17	22	2	41	171	13	161
5万人～10万人未満	9	10	1	20	70	4	221
3万人～5万人未満	6	4	0	11	33	3	230
2万人～3万人未満	4	3	0	8	21	1	156
1万人～2万人未満	3	2	0	5	21	1	289
5千人～1万人未満	2	1	0	3	15	1	238
5千人未満	1	0	0	1	2	1	4

※職員数は、人口規模の範囲にある事業の平均
※最多、最少は人口規模の範囲にある事業の最多、最少の職員数
出典：水道統計（H26）

冬山に挑戦するために
その１

アセットマネジメント

水道事業のアセットマネジメント

アセットマネジメントとは

将来にわたって水道事業の経営を安定的に継続するための、長期的視野に立った計画的な資産管理をいう。

【アセットマネジメントの構成要素】
①施設データの整備（台帳整備）
②日々の運転管理・点検等を通じた保有資産の健全度等の把握
③中長期の更新需要・財政収支の見通しの把握
④施設整備計画・財政計画等の作成

「更新需要（今後必要な施設更新費用）」と「財政収支の見通し（施設更新への投資可能額）」の比較 → 更新需要の平準化 → 持続可能な事業運営に向けた施設整備計画・財政計画等の作成

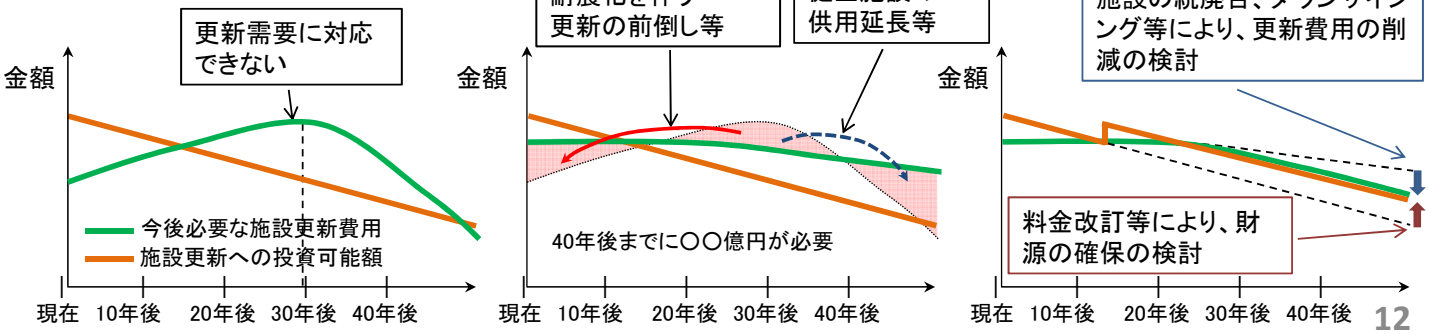

水道事業者の水道施設データの整理状況

- 水道施設のデータを整理している（台帳整備がされている）水道事業者は全体の約61%。
- 台帳のデータが不足している場合の主たる理由は、「全てのデータが保管してあるか不明」「市町村合併や事業統合で過去のデータが揃わない」などである。

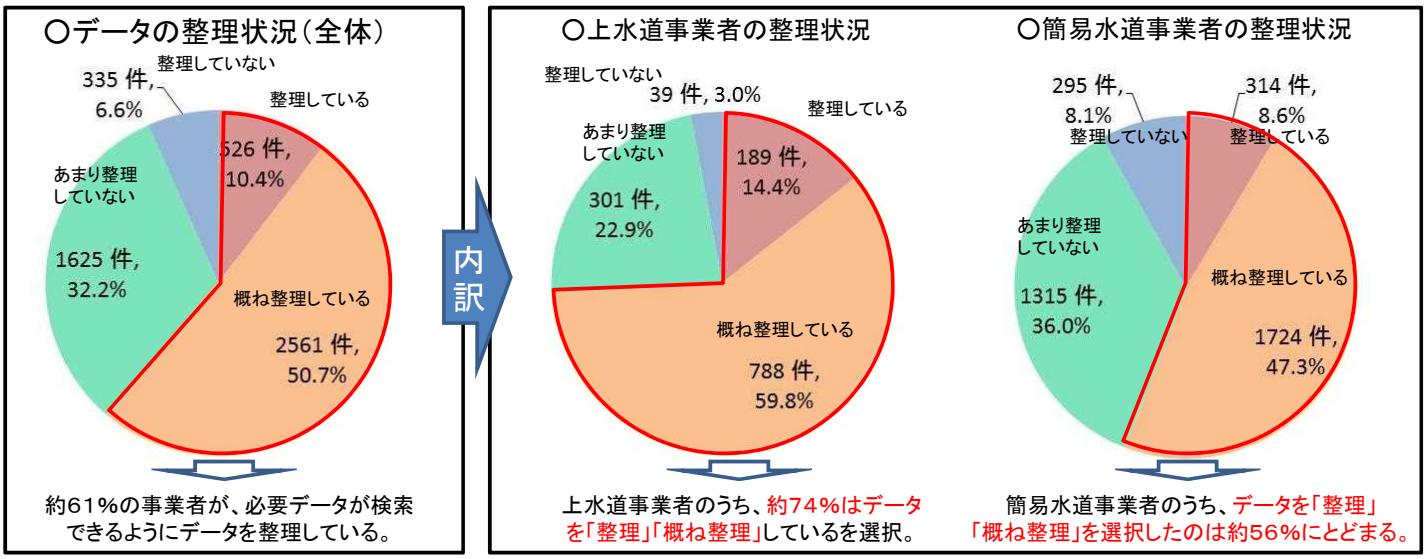

（出典）平成28年12月厚生労働省水道課調べ

水道施設の点検の実態

- 日常点検の実施率は、管路が約40%、コンクリート構造物が約61%、機械・電気・計装設備が約88%。
- 定期点検の実施率は、管路が約26%、コンクリート構造物が約9%、機械・電気・計装設備が約72%。

	日常点検		定期点検	
管路	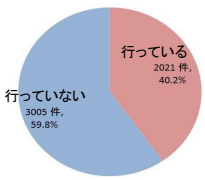	【実施事例】 〇ルート上の目視による漏水調査 〇弁類等の開閉確認 〇水管橋・道路橋添架管の目視調査	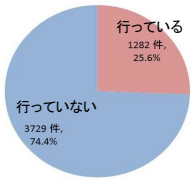	【実施事例】 〇漏水・音聴調査 〇大口径仕切弁・空気弁の清掃点検 〇定期洗管
コンクリート構造物	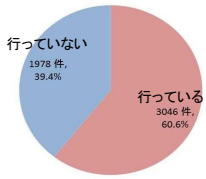	【実施事例】 〇巡視時の目視点検	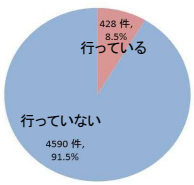	【実施事例】 〇目視点検とテストハンマやクラックスケールを併用した検査 〇潜水業者による点検 〇配水池から水を抜き内部点検 〇配筋探査、圧縮強度試験及び中性化試験
機械電気計装設備	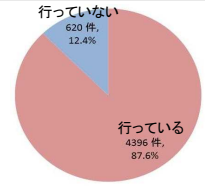	【実施事例】 〇減圧弁、流量計などの目視点検 〇異音、振動、臭い、熱などの点検 〇テレメータによる遠隔常時監視	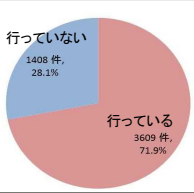	【実施事例】 〇ポンプ設備、電気設備、次亜注入設備等の保守点検 〇絶縁抵抗、保護継電器特性試験、水質計器点検 〇ポンプのグリスアップ

（出典）平成28年12月厚生労働省水道課調べ

アセットマネジメントの実施状況

- 厚生労働省は、平成21年7月に**「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」**を作成。
- アセットマネジメントの実践を支援するため、必要データを入力することにより更新需要や財政収支の見通しを試算できる**「簡易支援ツール」**を作成し、平成25年6月に公表。
- 全ての都道府県で「簡易支援ツール」に関する講習会等を実施し、水道事業者のアセットマネジメントへの取組を推進。
- アセットマネジメントの**実施率**は、**平成24年度の約3割から平成28年度の約7割と増加**。

アセットマネジメント（更新需要と財政収支の見通し試算）の実施状況

計画給水人口		5万人未満	5万人～10万人	10万人～25万人	25万人～50万人	50万人以上	用水供給	合計
H24	割　合	12.5%	46.4%	66.2%	72.1%	84.0%	67.0%	29.4%
H25	割　合	36.3%	69.4%	87.5%	93.0%	100.0%	75.0%	51.6%
H26	割　合	45.1%	77.0%	91.3%	93.1%	100.0%	78.5%	59.9%
H27	調査事業者数	906	208	155	55	29	87	1,440
	実施事業者数	494	174	146	52	29	75	970
	割　合	54.5%	83.7%	94.2%	94.5%	100.0%	86.2%	67.4%
H28	調査事業者数	881	218	164	59	29	90	1441
	実施事業者数	547	193	152	56	29	82	1059
	割　合	62.1%	88.5%	92.7%	94.9%	100.0%	91.1%	73.5%
H27からH28への割合の伸び（ポイント）		7.6%	4.9%	−1.5%	0.4%	0.0%	4.9%	6.1%

注）実施事業者数には実施中の事業者も含まれる

（平成29年1月末時点）

冬山に挑戦するために その２

適正な水道料金の設定

水道事業の経営状況

○ 全体（1273決算対象事業）の内、約33%（424決算対象事業）で料金回収率が100%を下回っている
※料金回収率：給水に係る費用が給水収益でどの程度賄えているかの指標
（100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われている状況）
○ 給水人口規模別では、政令指定都市以外のほぼ全ての事業者規模で累積欠損金が発生している
※累積欠損金：営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填できず、複数年度にわたって累積した損失（経営の健全性としては、累積欠損金比率は0%が求められる）

料金回収率 ＝ 供給単価／給水原価

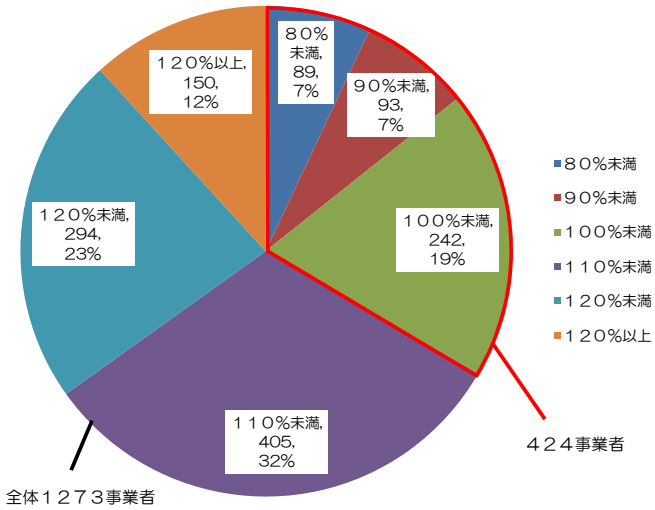

※「総務省 平成27年度 地方公営企業年鑑」より

累積欠損金比率(%) ＝ 当年度未処理欠損金／(営業収益 － 受託工事収益)

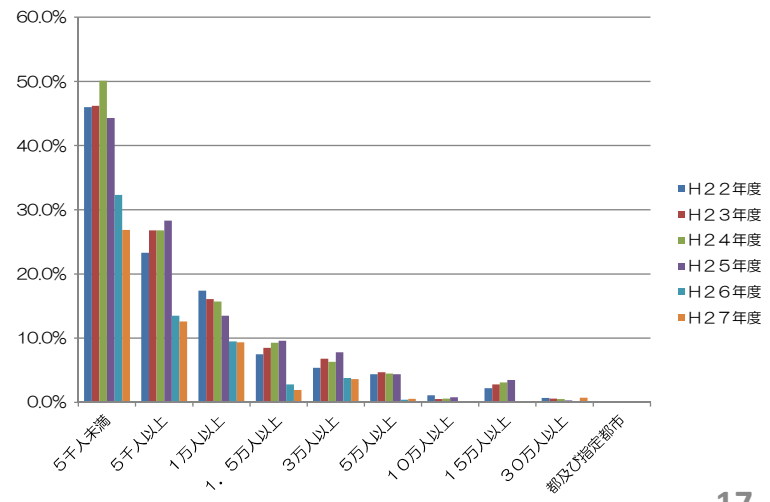

※「総務省 平成27年度 水道事業経営指標」より

水道料金制度に関する実態調査（平成29年7月厚生労働省・総務省調べ）

１．料金改定の必要性の定期的な検証

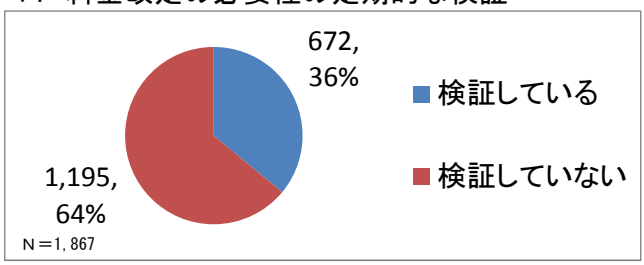

２．料金原価の算定方式

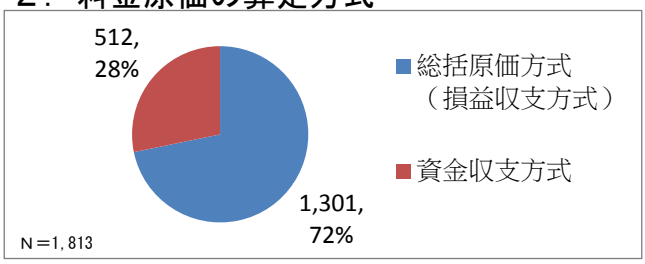

３．事業に係る収支の見通しの作成

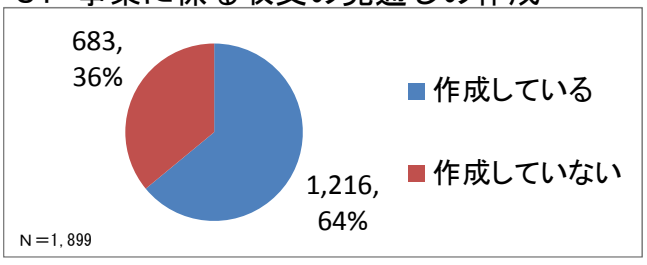

※検証していない事業の給水人口規模別割合

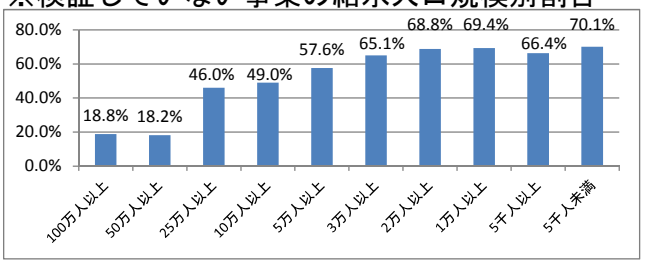

※料金原価の算出方法（給水人口規模別事業者数）

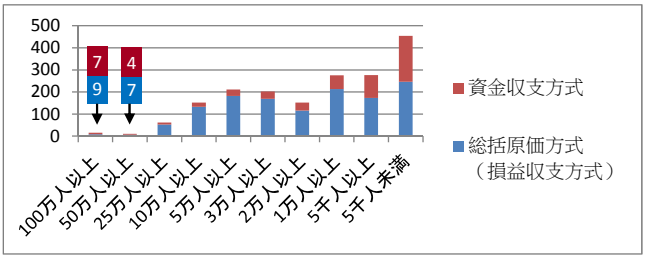

※作成していない事業の給水人口規模別割合

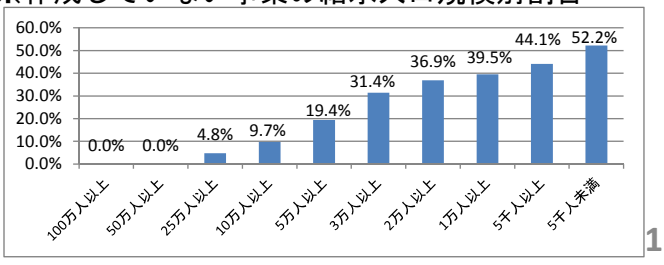

冬山に挑戦するために その３

組織･事業基盤の強化

冬山に挑戦することが 厳しい水道事業は･･･

近隣水道事業者との統合

広域連携（新たな広域化）
･施設の共同化、業務の共同化etc

官民連携

広域連携の検討に向けた協議会等の設置状況

- 現在、34道府県で協議会等の組織が設置され、多様な形態の連携について検討が行われている。
- また、すでに東京都（都がほぼ一元的に水道事業を実施）を除く全ての道府県において、広域連携に関する検討体制は設置されている。

都道府県名	協議会等名称
北海道	地域別会議
青森県	青森県水道事業広域連携推進会議
岩手県	岩手県水道事業広域連携検討会及びブロック検討会
秋田県	人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会 水道事業の広域連携作業部会
山形県	水道事業のあり方検討会及びブロック検討会
茨城県	水道事業等の広域連携に係るブロック別会議
栃木県	市町村等水道事業広域連携等検討会
群馬県	群馬県水道ビジョン策定に係る広域化検討会
埼玉県	埼玉県水道広域化実施検討部会
神奈川県	県西地域における水道事業の広域化等に関する検討会
富山県	水道事業の経営合理化等に係る検討会
長野県	長野県水道ビジョン策定に向けた地域検討会
岐阜県	岐阜東部上水道広域研究会
静岡県	行政経営研究会「水道事業の広域連携等」課題検討会
愛知県	愛知県水道広域化研究会議
滋賀県	滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会
京都府	市町村水道事業連絡会議

都道府県名	協議会等名称
大阪府	広域化等基盤強化に係る意見交換会
兵庫県	兵庫県水道事業のあり方懇話会
和歌山県	水道事業懇談会
島根県	島根県水道事業の連携に関する検討会
岡山県	岡山県水道事業広域連携推進検討会
広島県	広島県水道事業推進会議
山口県	山口県水道事業広域連携検討会
徳島県	水道事業のあり方研究会
香川県	香川県広域水道事業体設立準備協議会
愛媛県	愛媛県水道事業経営健全化検討会
高知県	水道広域連携検討会
福岡県	水道広域化に向けた地区別検討会
佐賀県	佐賀県水道ビジョン策定委員会
大分県	水道事業の広域連携に関する検討会議
宮崎県	市町村等の水道事業の広域連携に関する検討部会
鹿児島県	市町村等の水道事業の広域連携に関する検討会
沖縄県	沖縄県水道事業広域連携検討会

（出典）平成２９年８月厚生労働省水道課調べ

水道広域化が進まない要因

- ✓ 全体の6割が広域化の必要性を理解するものの、広域化の取組（検討）を行っているのは2割程度。
- ✓ 阻害要因としては、料金や財政状況、施設整備水準等の事業者間格差が課題となっている。
- ✓ 事業者自身が広域化検討の契機を捉えられない状況にあることから、広域化の足掛りを与える推進役として都道府県の積極的な関与が望まれる。

広域化に向けた取組（検討）状況

- 広域化に向けた取組（検討）を行っていない事業者が、全体の約7割。
- 広域化の必要性を感じつつも、全体の約5割が、広域化に向けた取組（検討）予定がないとしている。

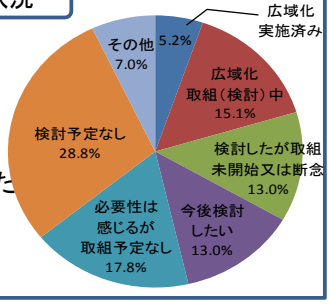

検討を進める上で重要な点

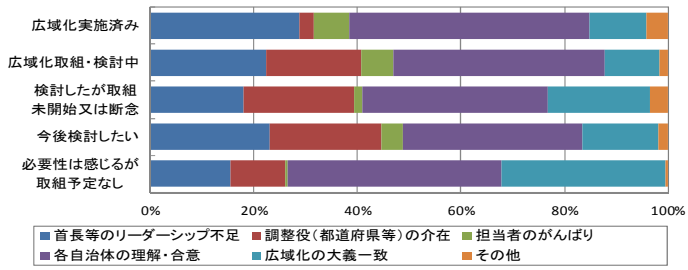

広域化検討の阻害要因

- 広域化に取り組んでいない事業者では、料金格差など事業者間の格差が、検討を進めるにあたっての阻害要因と感じている。
- 一方、特に理由はない及びメリットが不明とする意見があり、広域化を検討しようとする動機を見出せない事業者も見られる。

広域化に取り組んでいない事業者が考える阻害要因

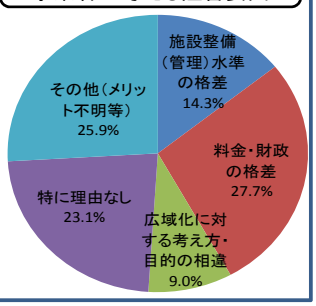

広域化の推進役

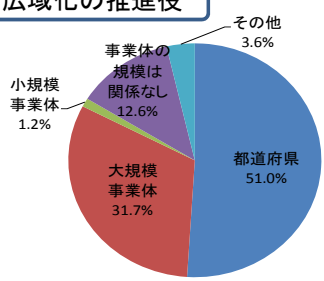

都道府県の取組状況

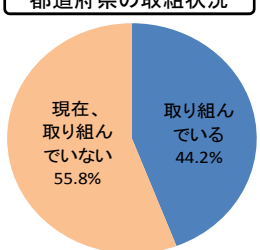

- 広域化に向けた事業者の機運や要請がないとの意見が見られるが、都道府県の積極的な関与が望まれる。

（出典）「水道事業の統合と施設の再構築に関する調査（官民連携及び広域化等の推進に関する調査）」（H27.3） 厚生労働省水道課

水道事業における官民連携手法と取組状況

業務分類（手法）	制度の概要	取組状況※及び「実施例」
一般的な業務委託 （個別委託・包括委託）	○民間事業者のノウハウ等の活用が効果的な業務についての委託 ○施設設計、水質検査、施設保守点検、メーター検針、窓口・受付業務などを個別に委託する個別委託や、広範囲にわたる複数の業務を一括して委託する包括委託がある。	1589箇所（651事業者） 【うち、包括委託は463箇所（141事業者）】
第三者委託 （民間業者に委託する場合と他の水道事業者に委託する場合がある）	○浄水場の運転管理業務等の水道の管理に関する技術的な業務について、水道法上の責任を含め委託	民間：142箇所（40事業者） 「箱根地区水道事業包括委託」 事業者：15箇所（11事業者） 「福岡地区水道企業団 多々良浄水場の包括委託」ほか
DBO （Design Build Operate）	○地方自治体（水道事業者）が資金調達を負担し、施設の設計・建設・運転管理などを包括的に委託	6箇所（6事業者） 「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業」ほか
PFI （Private Finance Initiative）	○公共施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものを対象とし、民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施する方式	12箇所（8事業者） 「横浜市川井浄水場再整備事業」 「東京都朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業」ほか
公共施設等運営権方式 （コンセッション方式）	○PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設（水道事業の場合、水道施設）について、水道施設の所有権を地方自治体が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる方式	（未実施）

※平成28年度実施中のもの（厚生労働省調べ：調査対象は全国915事業者、約1,600箇所の水道施設）

水道を取り巻く状況

現状と課題

我が国の水道は、97.9%の普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から**既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代**に変化。しかし、以下の課題に直面している。

①老朽化の進行

- 高度経済成長期に整備された施設が老朽化。年間2万件を超える漏水・破損事故が発生。
- 耐用年数を超えた水道管路の割合が年々上昇中（H27年度13.6%）。
- すべての管路を更新するには130年以上かかる想定。

②耐震化の遅れ

- 水道管路の耐震適合率は4割に満たず、耐震化が進まない（年1%の上昇率）。
- 大規模災害時には断水が長期化するリスク。

③多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱

- 水道事業は主に市町村単位で経営されており、多くの事業が小規模で経営基盤が脆弱。
- 小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理や危機管理対応に支障。
- 人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できないおそれ。

④計画的な更新のための備えが不足

- 約3分の1の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている（原価割れ）。
- 計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い。

これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、**水道の基盤強化**を図ることが必要。

併せて、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題。

水道法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1．関係者の責務の明確化

⑴国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
⑵都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
⑶水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2．広域連携の推進

⑴国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
⑵都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
⑶都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3．適切な資産管理の推進

⑴水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
⑵水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
⑶水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
⑷水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4．官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5．指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、3．（2）は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。）

1．水道事業の基盤強化及び広域連携の推進（第1条、第2条の2、第5条の2、第5条の3、第5条の4）

現状・課題

○ 水道の普及率は97.9%（平成27年度末）となっており、引き続き未普及地域への水道の整備は必要であるものの、水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化。

○ 高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化や耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱であること、団塊世代の退職等による水道に携わる職員数の大幅な減少が課題となっている。

○ また、1381の上水道事業の内、給水人口5万人未満の小規模な事業者が950と多数存在（平成27年度）しており、経営面でのスケールメリットを創出することができる広域連携が必要となっていることから、広域連携のより一層の推進を図るため、都道府県に、その推進役として一定の役割が期待されている。

改正案

○ 法律の目的における「水道の計画的な整備」を「水道の基盤の強化」に変更する。（第1条）

○ 国、都道府県、市町村、水道事業者等に対し、「水道の基盤の強化」に関する責務を規定する。

特に、都道府県には水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務を規定する。（第2条の2）

○ 国は、水道の基盤を強化するため、基本方針を定めることとする。（第5条の2）

○ 都道府県は水道の基盤を強化するため必要があると認めるときは、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。（第5条の3）

○ 都道府県は、水道事業者等の間の広域的な連携の推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員として、広域的連携等推進協議会を設置できることとする。（第5条の4）

2. 適切な資産管理の推進（第22条の2、第22条の3、第22条の4）

現状・課題

○ 老朽化等に起因する事故の防止や安全な水の安定供給のため、水道施設の健全度を把握する点検を含む維持管理や、定期的な修繕を行うことが必要。

○ また、水道法においてはこうした施設の維持修繕の基礎となる台帳整備の規定がなく、災害時において水道施設データの整備が不十分であったため、迅速な復旧作業に支障を生じる例も見受けられた。

○ 加えて、高度経済成長期に整備された水道施設の更新時期が到来しており、長期的視野に立った計画的な施設の更新（耐震化を含む。）が必要。

○ また、人口減少に伴う水需要の減少により、水道事業の経営状況は今後も厳しい見込みだが、十分な更新費用を見込んでいない水道事業者が多く、このままでは水需要の減少と老朽化が進行することによって、将来急激な水道料金の引上げを招くおそれ。

改正案

○ 水道事業者等に、点検を含む施設の維持・修繕を行うことを義務付けることとする。（第22条の2）

○ 水道事業者等に台帳の整備を行うことを義務付けることとする。（第22条の3）

○ 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととし、そのために、水道施設の更新に要する費用を含む収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないこととする。（第22条の4）

点検を含む維持・修繕

○ 水道施設の点検を、構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行う

（例）

点検のルール化を明示するもの	点検内容
・点検計画書 ・マニュアル ・点検記録表　等	・対象の施設 ・点検の方法 ・点検の頻度　等

○ 水道施設の点検の結果、異状を把握した場合には、維持又は修繕を行う

○ 特に、基幹となる水道施設に多く用いられ、また、点検及び補修等を適切に実施すると、施設の更新需要の平準化に有効となるコンクリート構造物については、運転に影響に与えない範囲で目視が可能なものについて、次のとおりの対応とする

- 概ね5年に1回以上の頻度で点検を行う
- 点検した際は、以下の事項を記録する［同施設を次に点検を行うまで保存］
  ・点検の年月日　　・点検を実施した者の氏名　　・点検の結果
- 点検した結果、施設の劣化を把握し、修繕を行った場合には、その内容を記録する［当該施設を利用している期間保存］

⇨ 水道事業者等が点検を含む維持・修繕を行うにあたり参考となるよう、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」を作成予定

水道施設台帳の整備

水道施設の計画的な更新など、適切な資産管理を行えるよう、水道事業者等は、水道施設台帳の作成及び保管をするとともに、水道施設台帳の記載事項に変更があったときは、これを訂正することが必要。

■ 調書及び図面として整備すべき情報

※属性情報など電子システムで把握している場合も、水道施設台帳を整備していると見なす

調書

管路調書

管路の性質ごとの延長を示した調書

・管路区分・設置年度・口径・材質・継手形式毎の管路延長

施設調書

管路以外の水道施設に関する諸元を示した調書

・名称、設置年度、数量、構造又は形式、能力

図面

一般図

水道施設の全体像を把握するための配置図

・市区町村名とその境界線
・給水区域の境界線
・主要な水道施設の位置及び名称
・主要な管路の位置
・方位、縮尺、凡例及び作成の年月日

施設平面図

水道施設の設置場所や諸元を把握するための平面図

・管路の基本情報（管路の位置、口径、材質）
・制水弁・空気弁・消火栓・減圧弁及び排水設備の位置及び種類
・管路以外の施設の名称、位置及び敷地の境界線
・その他地図情報（一般図の記載事項、付近の道路・河川・鉄道等の位置）

■ 形式を問わず整備すべき情報

・管路の設置年度、継手形式及び土かぶり
・水道メーターの位置
・制水弁・空気弁・消火栓・減圧弁及び排水設備の形式及び口径
・道路、河川、鉄道等を架空横断する管路の構造形式、条数及び延長

水道施設の計画的な更新等

水道施設の計画的な更新

○ 長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設を計画的に更新

収支の見通しの作成

○ 30年以上の期間を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算

○ 試算は、算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握した上で水道施設の新設及び改造の需要を算出し、費用の平準化、水道施設の規模及び配置の適正化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮

収支の見通しの公表

○ 収支の見通しについて、10年以上を基準とした合理的な期間について公表

収支の見通しの見直し

○ 収支の見通しを作成・公表した時は、概ね3年から5年ごとに見直す

3. 官民連携の推進（第24条の4～第24条の13）

現状・課題

○ 水道事業は、原則として市町村が経営するものとされている。（第6条）

○ 一方で、水道の基盤の強化の一つの手法として、PFIや業務委託等、様々な形の官民連携に一層取り組みやすい環境を整えることも必要。

○ 現行制度においても、PFI法に基づき、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定することは可能。

○ ただし、施設の運営権を民間事業者に設定するためには、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けることが必要。

○ 地方公共団体から、不測のリスク発生時には地方公共団体が責任を負えるよう、水道事業の認可を残したまま、運営権の設定を可能として欲しいとの要望。

改正案

○ 最低限の生活を保障するための水道の経営について、市町村が経営するという原則は変わらない。

○ 一方で、水道の基盤の強化のために官民連携を行うことは有効であり、多様な官民連携の選択肢をさらに広げるという観点から、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる方式を創設。（第24条の4）

○ 具体的には、地方公共団体はPFI法に基づく議会承認等の手続を経るとともに、水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、民間事業者に施設の運営権を設定。

※ 運営権が設定された民間事業者（運営権者）による事業の実施について、PFI法に基づき、
- 運営権者は、設定された運営権の範囲で水道施設を運営。利用料金も自ら収受。
- 地方公共団体は、運営権者が設定する水道施設の利用料金の範囲等を事前に条例で定める。
- 地方公共団体は、運営権者の監視・監督を行う。

民間事業者への水道施設運営権の設定に関する手続の流れ

水道施設運営権の設定を行おうとする地方公共団体は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく手続を行うとともに、水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受ける必要がある。

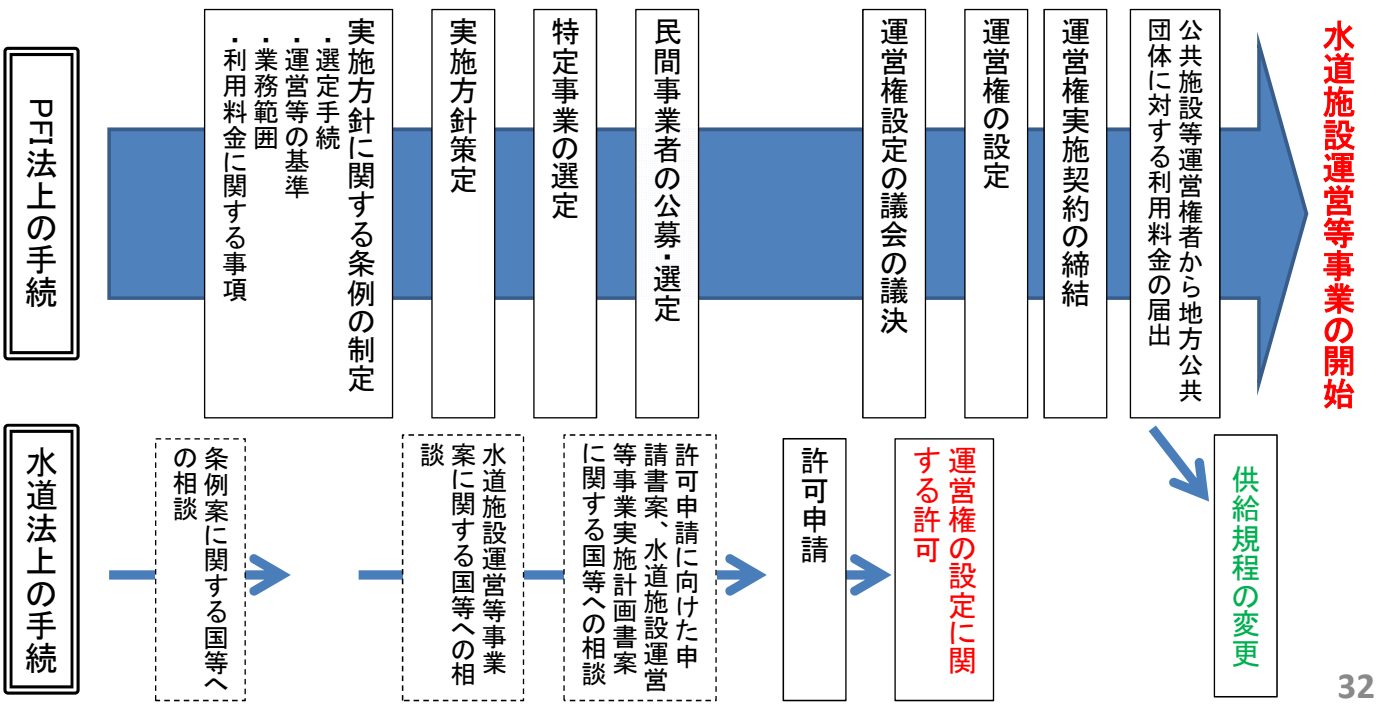

コンセッション事業の許可について

◆ 地方公共団体である水道事業者は、民間事業者に水道施設運営権を設定しようとする場合には、厚生労働大臣等の許可を受けなければならない。
◆ 許可の申請に当たっては、水道事業者は実施計画書等を提出しなければならない。
◆ 厚生労働大臣等は、許可基準に適合していると認められるときのみ許可を与える。

（実施計画書の記載事項）
- 対象となる水道施設の名称及び立地
- 事業の内容
- 運営権の存続期間
- 事業の開始の予定年月日
- コンセッション事業者（予定）が実施することとなる事業の適正を期するために講ずる措置
- 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置
- 事業の継続が困難となった場合における措置
- コンセッション事業者（予定）の経常収支の概算
- コンセッション事業者（予定）が自らの収入として収受しようとする利用料金
- その他厚生労働省令で定める事項（実施契約終了時の措置に関する事項等を規定することを想定）

（許可基準）
- 水道施設運営等事業の計画が確実かつ合理的であること。
- 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金が、次の要件に適合すること。
  - ✓ 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
  - ✓ 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること
  - ✓ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 水道施設運営等事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること。

水道施設運営権者の業務範囲について

具体的な業務範囲は、個々の実施契約によって個別具体的に定められることとなる。

水道事業

水道事業の全体方針の決定・全体管理

•経営方針の決定	•給水契約の締結
•議会への対応、条例の制定	•国庫補助等の申請
•認可の申請・届出	•水利使用許可の申請
•供給規程の策定	•指定給水装置工事事業者の指定　等

施設の整備※1
- •水道施設の更新
- •水道施設の大規模修繕
- •水道施設の増築
- 等

施設の管理
- •水道施設の運転管理
- •水道施設の維持・修繕、点検
- •給水装置の管理
- •水質検査　等

営業・サービス
- •料金の設定・収受※2
- •料金の徴収
- •水道の開栓・閉栓
- •利用者の窓口対応　等

危機管理
- •災害・事故等への対策
- •応急給水
- •応急復旧
- •被災水道事業者への応援　等

水道施設運営権者　実施可能範囲

※1：運営権を設定した水道施設の全面更新（全面除却し再整備）は除く　※2：条例で定められた範囲での利用料金の設定・収受に限る

コンセッション事業者に対する関与の仕組み

事業計画の確実性・合理性

- 地方公共団体は、実施方針や要求水準書を作成し、それらを満たす提案をした民間事業者を選定
- 国等は、事業計画の確実性・合理性を審査した上で許可（水道法）

料金の設定

- 地方公共団体は、水道施設の利用料金の範囲等を条例で規定（PFI法）
- 運営権者は、条例の範囲内で利用料金を設定（PFI法）
- 国等は、原価を適切に算定して利用料金を設定しているか審査した上で許可（水道法）

モニタリング

- 地方公共団体は、運営権者に対し業務・経理の状況のモニタリング等を実施（PFI法）
- 国等は、地方公共団体のモニタリング体制を確認した上で許可（水道法）
- 国等は、地方公共団体及び運営権者に対し、必要に応じ報告徴収・立入検査等を実施（水道法）

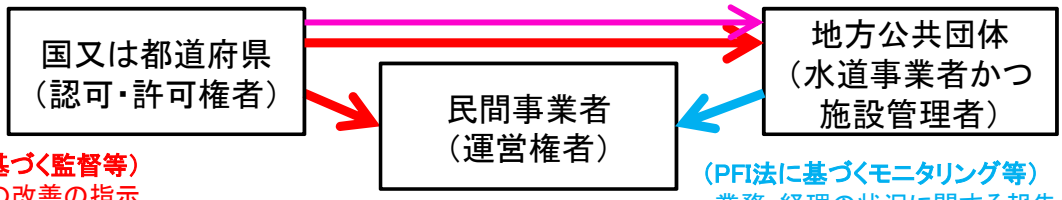

（水道法に基づく監督等）
・水道施設の改善の指示
・水道技術管理者・水道施設運営等事業技術管理者の変更勧告
・給水停止命令
・報告徴収、立入検査
・運営権の取消し等の要求

（PFI法に基づくモニタリング等）
・業務・経理の状況に関する報告の求め、実地調査、必要な指示
・運営権の取消し
・運営権の行使の停止

4. 指定給水装置工事事業者制度の改善（第25条の3の2）

現状・課題

○ 従来は、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に全国一律の指定基準による現行制度を創設。

○ 広く門戸が開かれたことにより、事業者数が大幅に増加。

H9：2万5千者 → H27：23万1千者、約9倍

○ 現行制度は、新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生。

・所在不明な指定給水装置工事事業者：少なくとも約5千6百者
・違反工事件数：1,718件（H27）
・苦情件数：4,077件（H27）

※指定給水装置工事事業者制度：
各水道事業者は給水装置（蛇口、トイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定することができ、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

改正案

○ 工事を適正に行うための資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定の更新制（5年）を導入する。

※ 従来の指定の要件を変更するものではない。

（参考）指定の基準
- 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置くこと
- 切断用器具等の機械器具を有する者であること 等

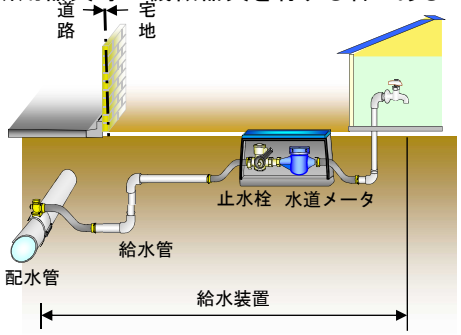

5. その他の主な改正事項（第11条、第14条、第39条の2関係）

1. 事業の休止及び廃止に関する事項（第11条）

○ 地方公共団体以外の水道事業者※が、水道事業の全部又は一部の休止又は廃止の許可を申請しようとするときは、あらかじめ、当該申請に係る給水区域をその区域に含む市町村に協議しなければならないものとすること。

※ その給水人口が政令で定める基準を超えるものに限る。なお、改正法第24条の4に基づく水道施設運営権者は含まない。

2. 供給規程に関する事項（第14条）

○ 供給規程に定められる料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものでなければならないものとすること。

※「健全な経営を確保」とは、老朽化する水道施設の維持、修繕や更新を計画的に行うなど、継続的にサービスを提供していけるように水道事業を経営する状態を指し、そのことを明示的に規定するもの。

3. 災害その他非常の場合における連携及び協力の確保に関する事項（第39条の2）

○ 国、都道府県、市町村及び水道事業者等並びにその他関係者は、災害その他非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとすること。

水道施設整備事業メニュー一覧

平成29年度当初予算額　355億円
平成30年度概算要求額　843億円

水道施設整備費補助金（公共）　277億円（186億円）

○簡易水道等施設整備費補助

布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業

○水道水源開発等施設整備費補助

ダム等の水道水源施設整備事業

水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業

○指導監督事務費（都道府県分）

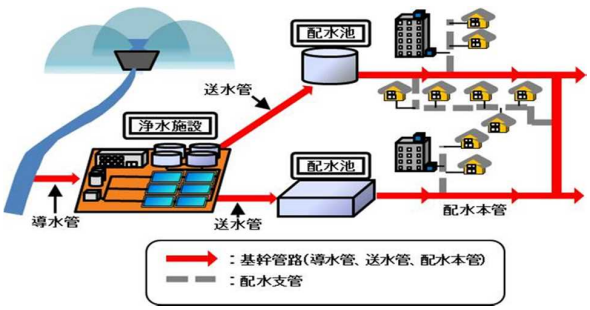

生活基盤耐震化施設等交付金（非公共）　566億円（169億円）

○官民連携等基盤強化推進事業

水道事業における官民連携（公共施設等運営権制度）の導入に向けた調査、計画作成等事業

コンセッション事業の推進に資する施設整備

○水道事業運営基盤強化推進等事業

水道事業の広域化に資する施設整備等

○水道施設等耐震化事業

水道施設の耐震化に資する施設整備

○指導監督交付金（都道府県分）

冬山に挑む水道事業に対する
ご理解とご支援をお願いします